



建築士をめざす
社会人の方へ

建築士に係る講座では群馬県で唯一本校が認定を受けています。
国の給付金制度が利用できます

最大 **96万円支給。返金不要。**
教育訓練給付金の支給対象者には、一定の要件があります。

本校〈建築科2年制〉が国の給付金制度*1対象学科となりました。

(専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座)

①専門実践教育訓練給付金

②教育訓練支援給付金

で費用負担が軽減されます。

気になる支給額は・・・

①専門実践教育訓練給付金 (本校建築科2年制の場合、制度上限)

1年次 ¥320,000 + 2年次 ¥320,000 + さらに卒業後 (就職後) ¥320,000 = 合計 ¥960,000

本校建築科設計コースの2年間にかかる学費*2の一部 (入学金 + 授業料 + 実習費 + 基本教材費) を対象として、このうち修業、卒業・就職する各段階で合計 ¥960,000 の給付金 (返金不要) が受けられる制度です。

②教育訓練支援給付金…在職時の雇用保険基本手当の半額相当を在学期間中受給

対象となる方 (次の㊦～㊨の条件をすべて満たしていること)

㊦ 2016年4月入学予定者、建築科設計コースのみ

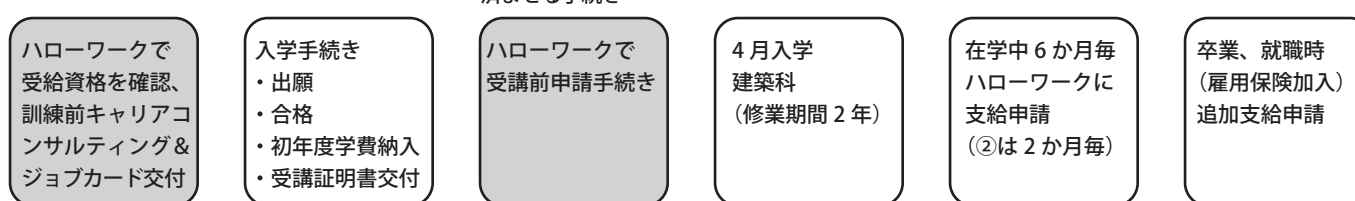
㊧ 2015年5月以降に離職した人 (離職予定の人を含む)

㊨ 在職期間 (雇用保険加入期間) が通算して2年以上*3ある人

※②教育訓練支援給付金にはさらに条件が付加されます。詳細はお問い合わせください。

手続きの流れ

入学前 → 入学の1か月前迄に済ませる手続き → 入学後 → 卒業後



※この制度を利用するためには入学前の事前申請手続き (1か月前迄) が必要となります。
ハローワークへのご相談、出願準備等はなるべく余裕をもってお早めにお手続きください。

*1…この制度は一般被保険者であった方が厚生労働大臣の指定した専門的・実践的な教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給するもので、受講にかかる本人の費用負担を軽くすることにより、知識やスキルの習得や資格の取得を通じてキャリアアップを目指す人を支援する制度です。また、一定の条件を満たす場合には、訓練受講をさらに支援するための教育訓練支援給付金の支給対象となります。

厚生労働大臣が指定した専門実践教育訓練のうち、建築士に係る講座では群馬県で唯一本校が認定を受けています。
厚生労働省 HP 参照 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000058556.html>

ハローワーク HP 参照 https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material/_localhost/doc/kunren2.pdf

*2…本校への学費納入金は、初年度 {入学金 ¥150,000 + 学費 ¥1,160,000 + 教材費等 ¥150,000 = ¥1,460,000}、
2年次 {学費 ¥1,160,000 + 教材費等 ¥100,000 = ¥1,260,000} となります。この内教材費等は概算金額です。

*3…支給要件期間について、詳しくは本校事務局又はお近くのハローワークにお問い合わせください。